

浄化槽工事業登録・届出の事務について

千葉県県土整備部都市整備局
建築指導課建築指導室 鎌田

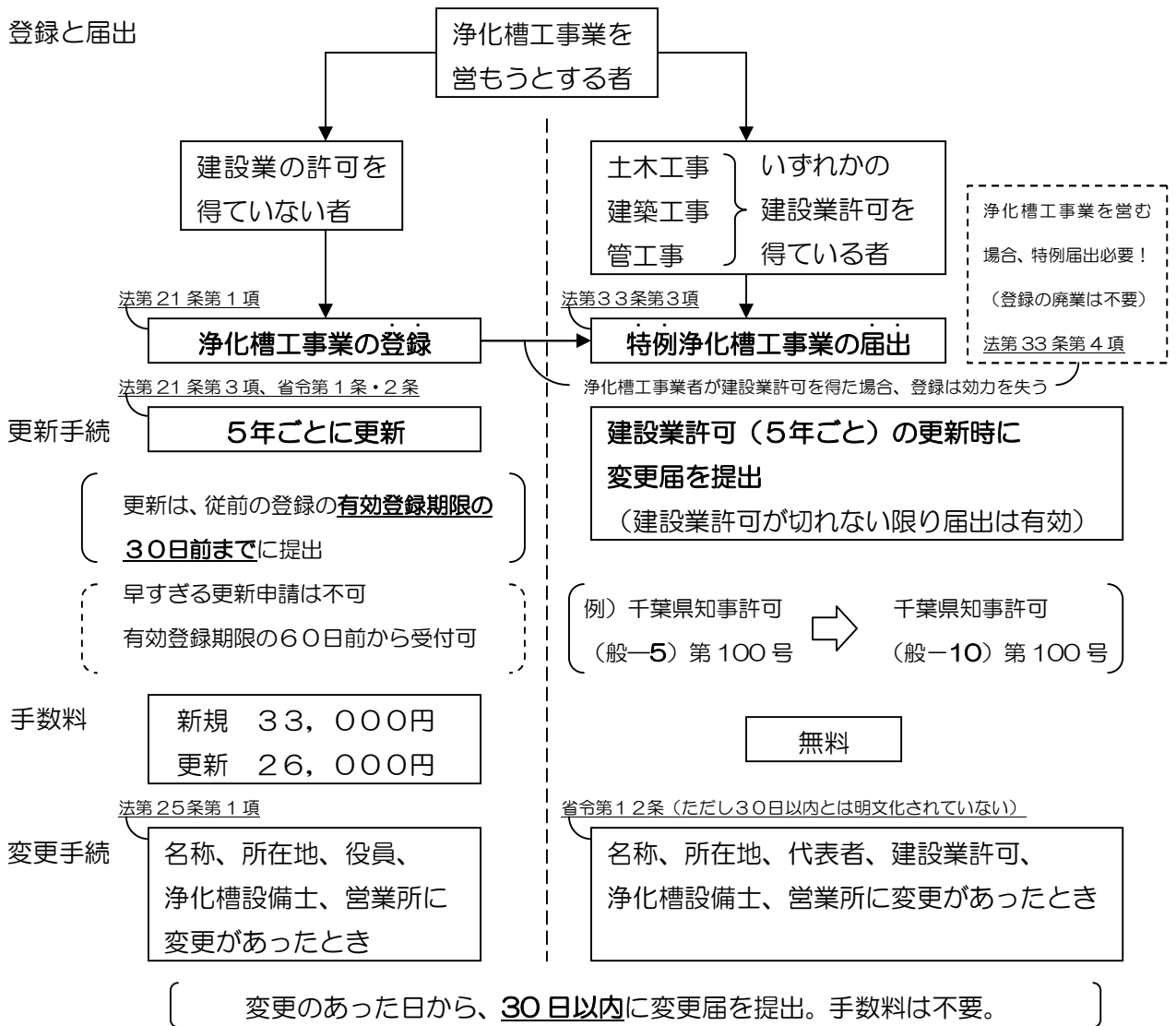
1-1. 登録・届出の概要

営業所の有無に係らず、実際に事業を行おうとする都道府県に登録・届出が必要。

必須事項

- ・浄化槽設備士の設置（1営業所に1人以上置くこと。兼務は不可）
- ・欠格要件に該当しないこと。（P2 1-3欠格要件 を参照）

登録と届出



申請書類 千葉県浄化槽協会
(千葉市中央区中央港 1-11-1 043-246-2355) にて有料配布

窓口 千葉県県土整備部 都市整備局 建築指導課 建築指導室
(千葉市中央区市場町 1-1 043-223-3183)
(出先事務所では受付していない)

1-2. 廃業

① 「廃業」の手続きをする場合

下記のいずれかに該当することとなった場合は、各項目ごとに該当する者が、**30日以内**に、都道府県知事へ「浄化槽工事業廃業等届出書」を提出しなければならない。

- ・ 個人営業で開設者が死亡した場合 → その相続人
- ・ 法人が合併により消滅した場合 → その役員であった者
- ・ 法人が破産により解散した場合 → その破産管財人
- ・ 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合 → その清算人
- ・ 工事業を廃止した場合
 - 〔 ・ 浄化槽設備士が不在となったとき → 浄化槽工事業者であった個人、または法人の役員
 - 〔 ・ 業務を廃止したとき

② 「廃業」と「新規の登録（届出）」を同時に手続きする必要がある場合

- ・ 個人で登録（届出）していて、開設者が死亡等により、代が変わった場合
- ・ 法人から個人へ、或いは個人から法人へ変わった場合
- ・ 建設業許可が切れて再度、建設業許可を取得した場合
- *特例届出業者が建設業を廃止したが、浄化槽工事業は引き続き行う場合

廃業
&
新規

*逆に、登録業者が土木・建築・管の建設業許可を得た場合は、従前の登録は効力を失う。
よって申請者は廃業手続の必要はなく、新規届出の手続のみ必要。
(事務処理上、新規届出処理+失効による登録抹消処理を同時に行う。)

③ 廃業の届出様式

千葉県建築指導課ホームページ内「浄化槽工事業の登録・届出について」

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenchiku/tetsuzuki/joukasou.html>

1-3 欠格要件

- ① 浄化槽法又は同法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ② 浄化槽工事業者の登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者（浄化槽工事業者が法人である場合には、その処分のあった日前30日以内にその法人の役員であった者を含む。）
- ③ 都道府県知事より事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ④ 登録申請書類中に重要な事項について虚偽の記載をしたり、重要な事実の記載を欠いているとき
- ⑤ 浄化槽工事業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者で、その法定代理人が①から④までに該当するもの
- ⑥ 法人でその役員のうちに①から⑤までに該当する者があるもの

浄化槽工事業登録申請書の添付書類

	様式番号	書式の種類	要否		備考
			法人	個人	
登録申請書	第1号	浄化槽工事業登録申請書	○	○	手数料： 県証紙 33,000 円(新規) // 26,000 円(更新)
添付書類	第2号	誓約書	○	○	工事業登録申請が欠格要件に該当しない事を誓約する書面 法人：代表者 個人：本人
		営業所ごとに置かれる浄化槽設備士が、浄化槽設備士免状の交付を受けた者であることを証する書面	○	○	浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し
	第3号	工事業登録申請者の略歴書	○	○	法人：役員全員 ※取締役に限る 個人：本人又は法定代理人
	第4号	浄化槽設備士の略歴書	○	○	営業所ごとに置かれる浄化槽設備士全員について作成
		浄化槽設備士の住民票の抄本又はこれに代わる書面	○	○	これに代わる書面例： 外国人登録法に基づく外国人登録証明書
		登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	○		
		工事業登録申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書面		○	これに代わる書面例： 外国人登録法に基づく外国人登録証明書

浄化槽工事業登録事項変更届出書の添付書類

	様式番号	書式の種類	備考
変更届出書	第7号	浄化槽工事業登録事項変更届出書	
要否		変更事項	添付書類
法人	個人		
	○	氏名又は名称	住民票の抄本又はこれに代わる書面
○		名称	登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)
	○	住所	住民票の抄本又はこれに代わる書面
○		住所	登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)
○		代表者の氏名	登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)
	○	営業所の名称及び所在地	なし
○		営業所の名称及び所在地	商業登記の変更を必要とする場合には 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
○		役員の氏名	(1) 登記簿謄本(履歴事項全部証明書) (2) 新たに役員となる者がある場合には 誓約書(様式第2号)及び 当該役員の略歴書(様式第3号)
○	○	浄化槽設備士の氏名及び 浄化槽設備士免状の交付番号	当該浄化槽設備士の (1) 浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し (2) 略歴書 (3) 住民票の抄本又はこれに代わる書面

特例浄化槽工事業者届出書の添付書類

	様式番号	書式の種類	要否		備考
			法人	個人	
届出書	第 11 号	特例浄化槽工事業者届出書	○	○	手数料は不要
添 付 書 類		建設業法に基づき許可を受けたことを証する書面	○	○	許可通知書の写し又は許可証明書等
		営業所ごとに置かれる浄化槽設備士が、浄化槽設備士免状の交付を受けた者であることを証する書面	○	○	浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し
	第 4 号	浄化槽設備士の略歴書	○	○	営業所ごとに置かれる浄化槽設備士全員について作成
		浄化槽設備士の住民票の抄本又はこれに代わる書面	○	○	これに代わる書面例： 外国人登録法に基づく外国人登録証明書

特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書の添付書類

	様式番号	書式の種類	備考
変更届出書	第12号	特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書	
要否		変更事項	添付書類
法人	個人		
	○	氏名又は名称及び住所	なし
○		名称及び住所	なし
○		代表者の氏名	なし
○	○	建設業法に基づき許可を受けた (1) 業種 (2) 許可番号 (3) 許可年月日	建設業法に基づき許可を受けたことを証する書面 (許可通知書の写し又は許可証明書等)
○	○	浄化槽工事業を営む営業所の名称及び所在地	なし
○	○	営業所ごとに置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号	当該浄化槽設備士の (4) 浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し (5) 略歴書(様式第4号) (6) 住民票の抄本又はこれに代わる書面

2. 浄化槽工事業者の責務

2-1. 監督義務（浄化槽法第29条第3項）

浄化槽工事を行うときは、**浄化槽設備士に実地に監督**させなければならない。これは、浄化槽設備士が現場に行って、直接監督する必要がある。必ずしも登録・届出に記載した浄化槽設備士である必要はないが、責任の所在を明確にする必要がある。

2-2. 標識の掲示（浄化槽法第30条）

営業所及び浄化槽工事の現場ごとに、見やすい場所に様式第8号の標識（浄化槽工事業者登録票）または、様式第9号標識（浄化槽工事業者届出済票）を掲げなければならない。

「浄化槽設備士の氏名」の欄には、営業所に掲げる場合は、その営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名を記載し、浄化槽工事の現場に掲げる場合は、その現場に置かれる浄化槽設備士の氏名を記載すること。

○浄化槽工事業者登録票の記載例

様式第8号

40センチメートル以上

浄化槽工事業者登録票	
氏名又は名称	野村設備工業
代表者の氏名	
登録番号	東京都 知事（登-10）第23号
登録年月日	平成10年10月8日
浄化槽設備士の氏名	野村順太郎

備考
 浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあつては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあつては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

○浄化槽工事業者届出済票の記載例

様式第9号

40センチメートル以上

浄化槽工事業者届出済票	
氏名又は名称	株式会社 横山組
代表者の氏名	横山明
届出番号	大阪府 知事（届-10）第55号
届出年月日	平成10年10月3日
浄化槽設備士の氏名	下村宏

35センチメートル以上

備考
 浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあつては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあつては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

2-3. 帳簿の備付け等（浄化槽法第31条）

浄化槽工事業者は、その営業所ごとに様式第10号による帳簿を作成しなければならない。これは浄化槽工事ごとに作成し、次の書類を添付しなければならない。

- ① 処理方法及び処理能力を記載した書面
- ② 構造図
- ③ 仕様書
- ④ 処理工程図

これらの帳簿及び添付書類は、各事業年度の末日をもって閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければならない。

なお、必要に応じて様式第10号による紙面で表示させることが可能であれば、パソコン上のファイルや磁気ディスク等で帳簿を保存することも可能である。

様式第10号

帳簿の記載例

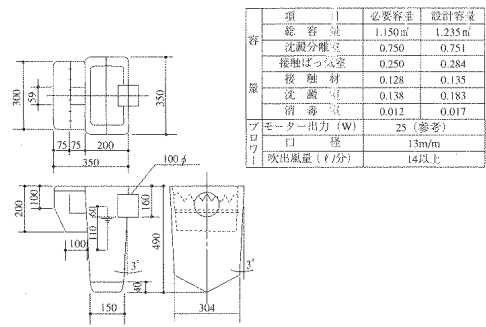
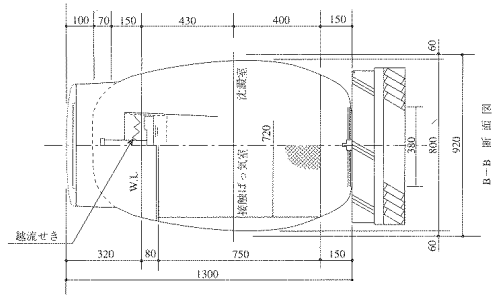
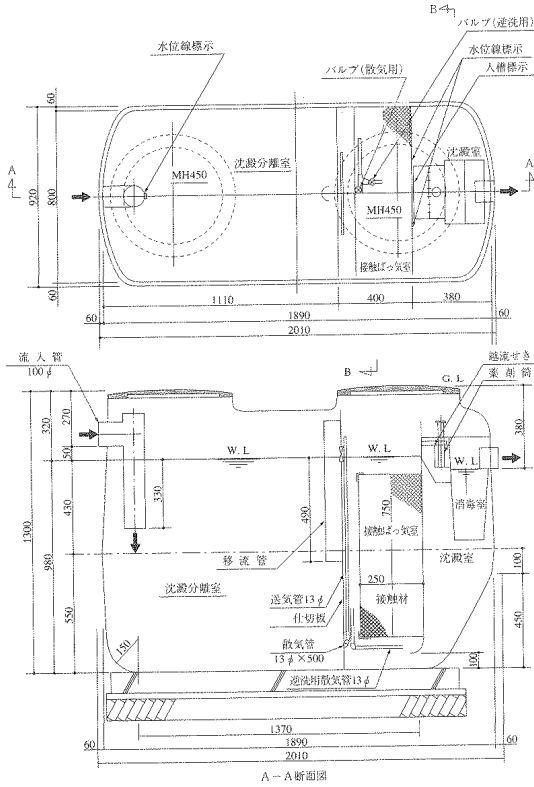
(A4)

注文者の氏名又は名称	丸山大介	
注文者の住所	郵便番号 (156-0043) 東京都世田谷区松原2-11-7	電話番号 (03) 3325-0319
施工場所	上に同じ	
着工年月日及び竣工年月日	自 11年2月10日	至 11年2月22日
工事請負金額	425,000円	
当該工事に係る浄化槽設備士の氏名及び免状の交付番号	高橋 隆	第980000001号

① 処理方式及び処理能力を記載した書面

1) 処理方式	昭和55年建設省告示第1292号 第1第1号による分離接触ばっ気方式	
2) 浄化槽の型式及び処理対象人員（日平均汚水量）	型式	○○○浄化槽 ×××型 5人(0.25m³)
3) 処理能力	生物化学的酸素要求量の除去率	65%
	放流水の生物化学的酸素要求量	90ppm

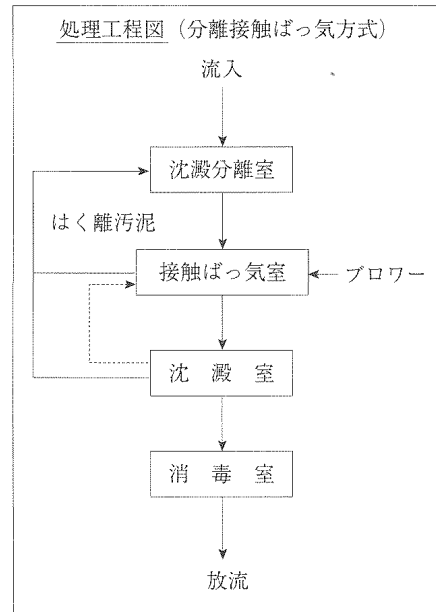
② 構造図



③ 仕様書

処理対象人員(人)	5	ホッパー底部長さ寸法 又はスロット巾(mm)	100
躯体	材質	FRP	汚泥引抜寸法 汚泥引抜管径(mm)
	厚(mm)	30~40	
仕切板	成形方法	スプレー	スカム引抜方法 スカム引抜管径(mm)
	材質	FRP	
沈澱分離室	告示規定容量	0.075	ス除去装置 個数
	有効容量	0.751	
接触ばっ気室	形状	長方形	薬剤接触時間
	有効水深(mm)	980	
消毒室	余裕高さ(mm)	220	薬剤の種類と接触方法
	告示規定容量	0.250	
沈澱室	有効容量	0.284	薬剤の貯留日数(日)
	有効水深	980	
移流管	ばっ気空気量(ℓ/㎡・時)	2.5以上	材料
	汚泥返送方法	自然返送	
放気管	接触材充填率(%)	47.5	内径(mm)
	接触材形状	波形状	100
マホーナル	接触材材質	PVC	材料
	厚さ又は径(mm)	0.5	
点検口	総面積又は全長(mm)	250×720×750	内径(mm)
	BOD負荷(g/㎡・日)	481	100
汚移送管	接触材ピッチ(mm)	80	材料
	材質	PVC	
チャカレユニット	長さ(mm)	500	材料
	型式	ロータリー式	
沈澱室	送風機	ロータリー式	寸法(mm×mm)
	出風量(ℓ/分)	14ℓ/分以上	
ホッパー	モーター出力(W)	25W(参考)	材質
	告示規定容量(消毒室を含む)	0.150	
点検口	有効容量(消毒室を含む)	0.200	材質
	型式	重力返送式	
ホッパー	ホッパー角度	60°	材質
	ホッパー角度	60°	

④ 処理工程図



3. 浄化槽工事業者登録簿の閲覧・謄本の交付について

登録をした浄化槽工事業者に関する「浄化槽工事業者登録簿」の謄本の交付、または閲覧を請求することができる。(法第23条3項)

窓口：千葉県県土整備部 都市整備局 建築指導課 建築指導室
(千葉市中央区市場町 1-1 043-223-3183)

手数料：「謄本の交付」 680円
「閲覧」 430円 (県証紙で支払う)

「謄本の交付」または「閲覧」の申請をする際は、事前に電話等で、建築指導課までお問い合わせください。